

第85回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日(水曜日)午前10時

開催場所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
当社本店

議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日)午後5時15分

目次

● 第85回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	7
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	14
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件	24
(添付書類)	
● 事業報告	28
● 連結計算書類	52
● 計算書類	55
● 監査報告書	59

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主の皆様には可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場される株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただくとともに、会場において当社が講じる感染防止策にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号

株式会社 奥村組

代表取締役社長 奥村 太加典

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時

2. 場 所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 当社本店

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第85期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第85期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時

2022年6月29日(水曜日)午前10時

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・節電のため、当日は会場の空調を控えめに設定し、軽装(クールビズ)で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合



◎ 書面による議決権行使

行使期限

2022年6月28日(火曜日)午後5時15分到着分まで

- ・同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎ インターネット等による議決権行使

行使期限

2022年6月28日(火曜日)午後5時15分まで

- ・議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)
- ・スマートフォン用議決権行使ウェブサイト「スマート行使」もご利用いただけます。
詳細は次頁をご参照ください。

- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◎当社は、法令および当社定款第30条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

(1)連結計算書類の連結注記表

(2)計算書類の個別注記表

なお、上記書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト(<https://www.okumuragumi.co.jp/>)

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

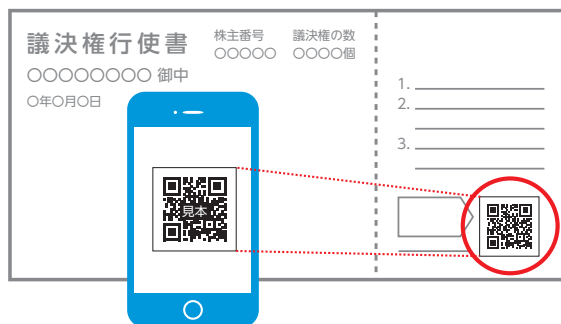
行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

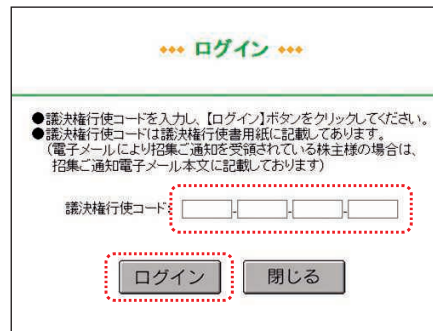
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」した後、「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



インターネットによる 議決権行使に関する お問合せ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 [受付時間 午前9時～午後9時]

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営上の最重要課題の一つと認識しており、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、財務状況等を総合的に勘案して、連結総還元性向50%以上かつ連結配当性向30%以上（業績にかかわらず、かねてよりの安定配当1株当たり45円を下限とする）という株主還元の基本方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金107円 総額 3,934,685,106円

これにより、当期における年間配当金は、中間配当金65円と合わせて、1株につき172円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2 剰余金の処分に関する事項

1. 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 6,400,000,000円

2. 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 6,400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案定款第30条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供に関する規定(現行定款第30条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設および削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 株主総会	第5章 株主総会
<p>第30条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
	<p>第30条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則 第 1 条 <u>変更前定款第30条の削除および変更後定款第30条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第30条はなお効力を有する。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前条の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、経営の監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者は当社の取締役として適任である旨の意見を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	奥村 太加典 再任	代表取締役社長	100% (15回 / 15回)
2	水野 勇一 再任	取締役 副社長執行役員 営業本部長	100% (15回 / 15回)
3	小寺 健司 再任	取締役 専務執行役員 土木本部長	100% (15回 / 15回)
4	田中 敦史 再任	代表取締役 専務執行役員 管理本部長	100% (15回 / 15回)
5	大角 透 再任	取締役 常務執行役員 西日本支社長	100% (15回 / 15回)
6	金重 昌宏 再任	取締役 常務執行役員 東日本支社長	100% (15回 / 15回)
7	土屋 完 再任	取締役 常務執行役員 建築本部長	100% (12回 / 12回)
8	上田 理恵子 新任 社外 独立 女性	—	—

(注) 土屋完氏の取締役会出席率は、2021年6月29日開催の第84回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。



候補者番号

1

おくむら たかのり
奥村 太加典

(1962年3月15日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2001年4月	当社営業担当
1994年5月	当社関西支社次長	2001年12月	当社代表取締役社長(現任)
1994年6月	当社取締役		
1995年12月	当社東京支社営業部長		(重要な兼職の状況)
2001年4月	当社常務取締役		(一社)全国建設業協会 会長

●所有する当社株式の数

471,697株

●取締役会出席率

100% (15回/15回)

取締役候補者とした理由

奥村太加典氏は、これまで代表取締役社長として、経営の陣頭指揮を通じて強力なリーダーシップを発揮しており、また、建設業の経営全般に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

2

みずの ゆういち
水野 勇一

(1953年7月22日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2010年6月	当社取締役 執行役員
2004年3月	当社名古屋支店土木工事部長	2014年4月	当社取締役 常務執行役員
2006年4月	当社東京支社土木工事第一部長	2014年4月	当社東日本支社長
		2015年4月	当社取締役 専務執行役員
2007年4月	当社東京支社土木統括部長	2020年4月	当社取締役 副社長執行役員(現任)
2008年10月	当社東日本支社副支社長 土木事業担当	2020年4月	当社営業本部長(現任)

●所有する当社株式の数

22,186株

●取締役会出席率

100% (15回/15回)

取締役候補者とした理由

水野勇一氏は、東日本支社副支社長、東日本支社長、営業本部長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

3 こ 寺 けん じ
小寺 健司

(1956年3月18日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	当社入社	2017年 4月	当社常務執行役員
2009年 4月	当社西日本支社副支社長 土木事業担当	2017年 4月	当社土木本部長(現任)
2013年 6月	当社執行役員	2017年 6月	当社取締役 常務執行役員
2014年 6月	当社取締役 執行役員	2022年 4月	当社取締役 専務執行役員 (現任)
2016年 6月	当社執行役員		

●所有する当社株式の数

14,746株

●取締役会出席率

100% (15回/15回)

取締役候補者とした理由

小寺健司氏は、西日本支社副支社長、土木本部長などを歴任し、土木部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



候補者番号

4 た なか あつ し
田中 敦史

(1959年6月5日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2017年 4月	当社取締役 常務執行役員
2004年 4月	当社管理本部経理部長	2017年 4月	当社管理本部長(現任)
2014年 6月	当社取締役 執行役員	2017年 6月	当社代表取締役 常務執行役員
2014年 6月	当社管理本部副本部長 兼経理部長	2022年 4月	当社代表取締役 専務執行役員 (現任)

●所有する当社株式の数

15,569株

●取締役会出席率

100% (15回/15回)

取締役候補者とした理由

田中敦史氏は、管理本部経理部長、管理本部副本部長、管理本部長などを歴任し、事務部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



候補者番号

5

おお すみ
大角

とおる
透

(1958年2月3日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2020年4月	当社常務執行役員
2013年3月	当社西日本支社関西支店 土木営業統括部長	2020年4月	当社西日本支社長(現任)
2017年4月	当社西日本支社九州支店長	2020年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)
2018年1月	当社執行役員		

●所有する当社株式の数

8,603株

●取締役会出席率

100% (15回/15回)

取締役候補者とした理由

大角透氏は、西日本支社関西支店土木営業統括部長、西日本支社九州支店長、西日本支社長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

6

かね しげ
金重

まさ ひろ
昌宏

(1966年3月8日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2020年4月	当社常務執行役員
2015年4月	当社東日本支社東京支店 建築営業統括部長	2020年4月	当社東日本支社長(現任)
2019年4月	当社執行役員	2020年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)
2019年4月	当社東日本支社東京支店長		

●所有する当社株式の数

7,331株

●取締役会出席率

100% (15回/15回)

取締役候補者とした理由

金重昌宏氏は、東日本支社東京支店建築営業統括部長、東日本支社東京支店長、東日本支社長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

7

つちや
土屋

たもつ
完

(1959年2月8日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2020年4月	当社執行役員
2012年4月	当社東日本支社建築原価部長	2020年4月	当社安全品質環境本部長
2018年4月	当社東日本支社建築原価部 原価担当部長	2021年4月	当社常務執行役員
2019年4月	当社安全品質環境本部 副本部長	2021年4月	当社建築本部長(現任)
		2021年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)

●所有する当社株式の数

6,308株

●取締役会出席率

100% (12回/12回)

取締役候補者とした理由

土屋完氏は、安全品質環境本部副本部長、安全品質環境本部長、建築本部長などを歴任し、建築部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



候補者番号

8

う え だ り え こ
上田 理恵子

(1961年12月18日生)

新任
社外
独立
女性

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|--------------------------|----------|-------------|
| 1984年 4月 | ダイキン工業(株)入社 | 2020年 5月 | (一社)関西経済同友会 |
| 2001年 8月 | (株)マザーネット
代表取締役社長(現任) | | 常任幹事(現任) |
| 2016年 4月 | 追手門学院大学
客員教授(現任) | | |

●所有する当社株式の数

600株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上田理恵子氏は、ワーキングマザーを総合的に支援する会社を設立し、その経営に携わってこられるなど、ダイバーシティ、女性活躍ならびに働き方改革に関する豊富な知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきました。

選任後は、主に創業者および企業経営者としての視点に基づく助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上田理恵子氏は、2022年6月28日付で、(株)西島製作所の社外取締役就任に就任する予定であります。
3. 上田理恵子氏は、社外取締役候補者であります。
また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 上田理恵子氏の選任が承認可決された場合、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、当社は当該保険契約を継続して更新する予定であります。



第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

現任の監査等委員である取締役5名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地位および担当	取締役会および 監査等委員会出席率 (出席回数/開催回数)
1	小寺 哲夫 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	取締役会 100% （15回 / 15回） 監査等委員会 100% （14回 / 14回）
2	安倍 和俊 新任	内部統制担当部長	—
3	八代 浩代 再任 社外 独立 女性	取締役（監査等委員）	取締役会 100% （15回 / 15回） 監査等委員会 100% （14回 / 14回）
4	西原 健二 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	取締役会 100% （15回 / 15回） 監査等委員会 100% （14回 / 14回）
5	前田 栄治 新任 社外 独立	—	—



候補者番号

1

こ ぜら てつ お
小寺 哲夫

(1953年3月21日生)

再任

社外

独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	検察官任官	2016年2月	サムティ(株)社外監査役
2013年7月	札幌地方検察庁検事正	2018年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2015年9月	弁護士登録	2019年2月	サムティ(株)社外取締役(現任)
2015年11月	小寺法律事務所開業(現任)		

●所有する当社株式の数

600株

●取締役会出席率

100% (15回/15回)

●監査等委員会出席率

100% (14回/14回)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小寺哲夫氏は、弁護士として企業法務の実務に携わってこられるなど、特に高度な法的知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきます。

選任後は、主に弁護士としての専門的見地から助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者番号

2

あ べ かず とし
安倍 和俊

(1958年11月2日生)

新任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月	当社入社	2021年 4 月	当社監査室長
2017年 4 月	当社監査室長		兼内部統制担当部長
2019年 7 月	当社内部統制担当部長	2021年 7 月	当社内部統制担当部長 (現任)

●所有する当社株式の数

10,582株

取締役候補者とした理由

安倍和俊氏は、長年にわたる経理部門の経験を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

3 やしろ ひろよ
八代 浩代

(1954年4月10日生)

再任
社外
独立
女性

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 弁護士登録
2001年4月 飯野・八代法律事務所
入所(現任)
2016年6月 当社社外取締役(監査等
委員)(現任)

●所有する当社株式の数

600株

●取締役会出席率

100% (15回/15回)

●監査等委員会出席率

100% (14回/14回)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

八代浩代氏は、弁護士として企業法務の実務に携わってこられるなど、特に高度な法的知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきます。

選任後は、主に弁護士としての専門的見地から助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者番号

4

にしはら けんじ
西原 健二

(1956年7月19日生)

再任
社外
独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 3月	公認会計士登録	2019年 7月	西原公認会計士事務所開業 (現任)
1998年 8月	センチュリー監査法人(現 E Y新日本有限責任監査 法人)代表社員	2020年 6月	当社社外取締役(監査等 委員)(現任)

●所有する当社株式の数

600株

●取締役会出席率

100% (15回/15回)

●監査等委員会出席率

100% (14回/14回)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西原健二氏は、公認会計士として企業会計の実務に携わってこられるなど、特に高度な会計知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における業務執行の適正性および経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきます。

選任後は、主に公認会計士としての専門的見地から助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者番号

5

まえ だ えい じ
前田 栄治

(1961年8月24日生)

新任

社外

独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 日本銀行入行
2016年5月 同行理事
2020年6月 (株)ちばぎん総合研究所
顧問
2020年6月 同社代表取締役社長
(現任)

●所有する当社株式の数

600株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

前田栄治氏は、日本銀行の要職を歴任されたほか、金融経済調査や経営コンサルティングなどを手掛ける企業の経営に携わってこられるなど、金融および経済に関する豊富な知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきました。

選任後は、主に企業経営者としての視点に基づく助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。



- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西原健二氏は、2022年6月28日付で、神栄(株)の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
3. 小寺哲夫氏、八代浩代氏、西原健二氏および前田栄治氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、小寺哲夫氏、八代浩代氏および西原健二氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
また、前田栄治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 小寺哲夫氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
八代浩代氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
西原健二氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 各候補者の選任が承認可決された場合、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう各候補者との間で責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- また、当社は、小寺哲夫氏、八代浩代氏および西原健二氏との間で同様の責任限定契約を締結しております。
7. 当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、当社は当該保険契約を継続して更新する予定であります。

ご参考 取締役会の構成 [取締役会における女性比率：約15%]

本総会において第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会の構成ならびに各取締役が有する専門性・経験は次のとおりとなります。

氏 名		地位および担当	
奥村 太加典		代表取締役社長	
水野 勇一		取締役 副社長執行役員 営業本部長	
小寺 健司		取締役 専務執行役員 土木本部長	
田中 敦史		代表取締役 専務執行役員 管理本部長	
大角 透		取締役 常務執行役員 西日本支社長	
金重 昌宏		取締役 常務執行役員 東日本支社長	
土屋 完		取締役 常務執行役員 建築本部長	
上田 理恵子	<input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 <input checked="" type="checkbox"/> 女性	取締役	
小寺 哲夫	<input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	取締役（監査等委員）	
安倍 和俊		取締役（常勤監査等委員）	
八代 浩代	<input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 <input checked="" type="checkbox"/> 女性	取締役（監査等委員）	
西原 健二	<input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	取締役（監査等委員）	
前田 栄治	<input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	取締役（監査等委員）	

中期経営計画
(2022～2024年度)
との整合性

企業価値の向上

事業領域の拡大

人的資源の活用

- (注) 1. 上記は、各取締役が有する専門性・経験のすべてを表すものではありません。
 2. 指名・報酬委員会およびESG/SDGs推進委員会における「◎」は委員長を、「○」は委員を示しております。
 3. 「中期経営計画との整合性」については、中期経営計画（2022～2024年度）に掲げる事業戦略の基本方針と特に関連性の高い項目を示しております。



企業経営	財務/会計 /ファイナンス	法務/リスク管理 /コンプライアンス	営業/ マーケティング	建設技術	海外事業	人事/ ダイバーシティ	指名・報酬 委員会	ESG/SDGs 推進委員会
●			●	●		●	○	◎
●			●	●				○
●				●	●			○
●	●	●				●	○	○
●			●	●	●			○
●			●	●				○
●				●	●			○
●			●			●	○	
		●					◎	
	●	●						
		●				●	○	
	●	●					○	
●	●		●		●		○	
●	●	●	●	●				
●	●	●	●		●			
●	●	●		●		●		

＜取締役会の構成に関する考え方＞

当社は2019年4月に策定しました「2030年に向けたビジョン」の実現を見据え、「企業価値の向上」、「事業領域の拡大」および「人的資源の活用」を事業戦略の基本方針とする中期経営計画を推進しております。同事業戦略を踏まえ、取締役会として備えるべき主なスキル等を特定し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性等を勘案のうえ適切な構成となるよう努めております。

なお、「企業価値の向上」に資する取り組みとして、ICTの活用による生産性の向上を担うICT統括センター、技術開発の推進等による技術優位性の向上を担う技術本部、「事業領域の拡大」に向けた不動産事業の強化ならびに新規事業の推進を担う投資開発事業本部、「人的資源の活用」を図るうえで大前提となる安全管理のほか、品質環境管理を担う安全品質環境本部の各本部組織の長には、それぞれ執行役員を選任しており、取締役会への陪席などを通じて、各分野の推進状況等を共有することで取締役会の実効性の向上を図っております。

このほか、独立社外取締役を委員長とし、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬などの決定プロセスの客観性・透明性の向上を図っており、取締役候補者については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会の決議により決定しております。また、業務執行取締役7名を委員に含むESG/SDGs推進委員会を設置し、事業活動を通じてサステナビリティを巡る課題に取り組んでおります。



第5号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第79回定時株主総会において年額3億円以内とすることにご承認をいただいております。

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6千万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、対象取締役は、取締役会の決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式について発行または処分を受けるものといたします。これにより発行または処分される当社普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年25,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合には、かかる分割比率または併合比率等に応じて調整されるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、その割当に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とさせていただきたいと存じます。各対象取締役への具体的な支給時期および配分の決定は、取締役会の決議によるものといたします。

本制度の導入目的は上記に記載のとおりであります。また、当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、本議案の承認可決を前提として、事業報告40頁から41頁に記載の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、27頁に記載の内容に変更することを決議しており、本議案は当該変更後の方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっております。以上より、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、対象取締役は取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名のうち、社外取締役1名を除く7名となります。

》株主総会参考書類

これによる当社普通株式の発行または処分にあたりましては、当社と対象取締役との間で、概要、次の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとしたします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から退任（ここで「退任」とは、当社の取締役、執行役員その他当社が定める役職のいずれでもなくなったことをいう。以下、特段の定めがない限り本議案において同じ。）する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記(3)①により本割当株式の全部または一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

(3)本割当株式の無償取得

- ① 当社は、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に対象取締役が取締役を退任（本(3)①の「退任」とは、当社の取締役および執行役員を退くことをいう。）した場合には、その残存期間に応じた数の本割当株式を無償取得するほか、非違行為があった場合等、譲渡制限期間中に本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、本割当株式の全部または一部を無償で取得する。
- ② その他、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式をその直後の時点において当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合には取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。



(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役が割当を受けた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

(ご参考)

本定時株主総会において本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合には、事業報告40頁から41頁に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を次頁に記載の内容に変更することといたします。

なお、同決定方針につきましては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、構成員の過半数を独立社外取締役とする）が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会の決議により決定しております。

変更後の方針

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、職責等を踏まえた適正な水準とすること、業績および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなること、ならびに株主との価値共有に資することを基本方針とし、金銭報酬としての定額報酬および業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬としての株式報酬により構成することといたします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立的な立場から経営監督機能を果たすことや、職務が直接業績と連動しないことを踏まえ、定額報酬のみといたします。

また、報酬の決定プロセスは、客観性と透明性が担保されたものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、定額報酬については、身分および役位ごとにその責任や役割等に応じた報酬テーブルを策定し、同テーブルに基づいて支給額を決定のうえ毎月支給することといたします。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、業績連動報酬については、算定基準等を定めた規程を策定し、一定の支給条件を満たした場合に、当該事業年度の業績を表す指標として最も重視している「連結営業利益」の実績額と連動させて支給額を決定のうえ毎年7月に支給することといたします。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、非金銭報酬については、譲渡制限付株式を割当てることとし、同株式および同株式の払込のための出資の目的とされる金銭報酬債権の取扱いを定めた規程を策定し、役位に応じた基準額に基づき、取締役会の決議により割当株式数を決定のうえ同取締役会の決議により定められた日に割当てることといたします。

定額報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の割合については、業績指標の目標値を達成した場合に概ね63%、25%、12%となるように設定することといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会の決議により決定することといたします。

以 上



1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、ワクチン接種が進展した一方、新たな変異株が流行するなど、一進一退の展開が続くなか、ウクライナ情勢の悪化等を背景に不透明感が強まる状況で推移しました。そのような中、建設業界においては、各種政策の下支えもあり、建設投資は一定の底堅さを維持したものの、受注競争の激化や鋼材をはじめとする資材価格の高騰が進むなど、厳しい事業環境に置かれました。

当社グループにおきましては、売上高は、建築事業の増加等により、前期に比べ9.9%増加した242,458百万円となり、売上総利益は、売上高が増加したこと等により、同1.1%増加した31,837百万円となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費の増加により、同1.8%減少した12,647百万円、経常利益は同5.2%減少した14,012百万円となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益が増加したこと等により、同21.9%増加した12,541百万円となりました。

当社の部門別受注高・売上高・次期繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木事業	196,838	96,937	93,306	200,468
	建築事業	164,226	126,765	136,600	154,390
	計	361,064	223,702	229,907	354,859
不動産事業等		—	—	7,322	—
合 計		361,064	223,702	237,230	354,859

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首から適用しており、前期繰越高は、前期の次期繰越高と比べて2,949百万円減少しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は7,371百万円で、このうち、主なものは連結子会社である石狩バイオエナジー合同会社および平田バイオエナジー合同会社のバイオマス発電設備に関するものであります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額80億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

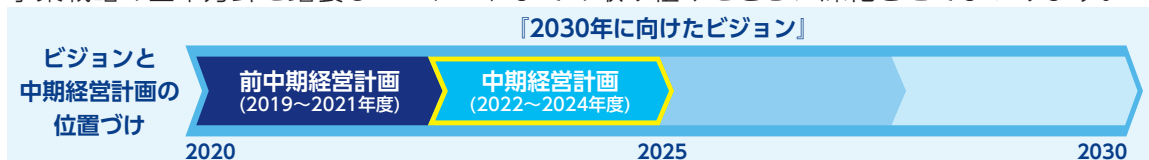
4. 対処すべき課題

(1) 経営環境の見通し

わが国経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症の影響による振れをともないつつも、政策効果等を下支えに緩やかな回復基調を辿ることが期待されていますが、同感染症の動向や地政学的リスクなど不透明感が強く、予断を許さない状況が続くものと思われます。建設業界においては、公共投資を中心に建設投資は底堅く推移すると見込まれますが、建設コストのさらなる上昇が懸念されるなど、経営環境は一層厳しさを増すものと思われます。

(2) 中期経営計画（2022～2024年度）

当社グループといたしましては、経営環境が加速度的に変化し社会のニーズが多様化する中、今後も長期的に事業を継続することで、社会の持続的な発展に貢献してまいり所存であり、「2030年に向けたビジョン」の実現を見据えた第2のステップとして、「中期経営計画（2022～2024年度）」を策定いたしました。本計画においては、前中期経営計画に掲げた事業戦略の基本方針を踏襲しつつ、これまでの取り組みをさらに深化させてまいります。

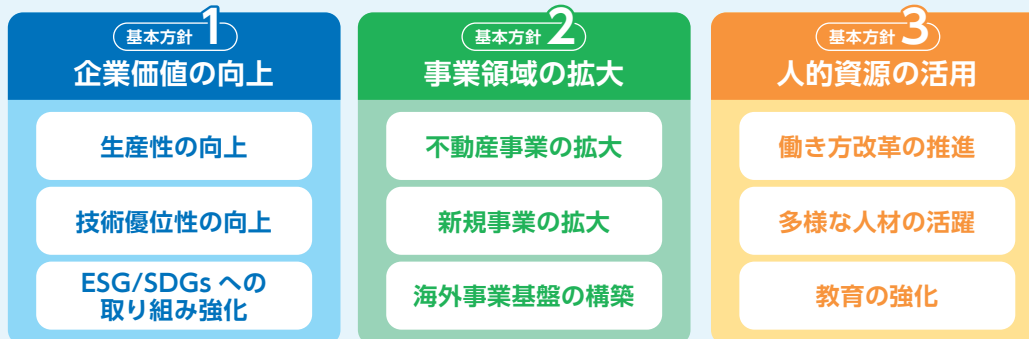


具体的には、業務改革や戦略的な技術開発・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等による生産性および技術優位性の向上、ならびにESG/SDGsへの取り組み強化を通じて「企業価値の向上」を継続的に図るとともに、不動産事業および新規事業のさらなる拡大や海外事業基盤の構築により「事業領域の拡大」を推進してまいります。また、働き方改革の推進や事業戦略を支える多様な人材の活躍および教育の強化に向けた取り組みにより「人的資源の活用」を引き続き進めてまいります。

なお、中期経営計画においては、サステナビリティを巡る課題の解決に向けた方策を反映することで、事業活動とESG/SDGsに関わる取り組みを一体的に推進することとしており、2022年4月には「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言への賛同を表明するなど、持続可能な社会の実現に向けた取り組みについても強化することとしております。

中期経営計画(2022~2024年度)の概要

● 事業戦略の基本方針



● 財務目標

(単位: 億円)

連結項目	2021年度(実績)	2024年度(目標)
売上高	2,424	2,800
営業利益(営業利益率)	126(5.2%)	190(6.8%)
経常利益(経常利益率)	140(5.8%)	200(7.1%)
【連結ROE】 8%以上(2024年度)		

● 非財務目標

再生可能エネルギー(再エネ)由来電力の安定供給

2024年度 再エネ事業による発電量: 18万MWh/年以上
8万t-CO₂/年以上のCO₂排出量削減に貢献することを目指す

施工段階におけるCO₂排出量削減施策の推進

2024年度 建設事業によるCO₂排出量: 21.21t-CO₂/億円未満
6万t-CO₂/年未満にCO₂排出量を抑制することを目指す

設計段階におけるCO₂排出量削減施策の推進

2024年度 設計施工建物の運用エネルギー: 30%*以上削減 *2013年度比
ZEB推進等により建物運用時のCO₂排出量を30%*以上削減することを目指す

● 投資計画

「2030年に向けたビジョン」の実現に向け、中期経営計画（2022～2024年度）では3年間で500億円規模の投資を計画している



● 資本政策

株主還元政策

「2030年に向けたビジョン」の実現に向けての積極的な投資と株主の皆様への着実な利益還元を両立すべく、株主還元政策を以下のとおりとします

【基本方針】 安定的な配当を継続することを前提としたうえで、業績に応じた成果の配分を行うとともに、自己株式取得を機動的に実施する

【中期経営計画（2022～2024年度）期間中の方針】

連結配当性向 **70%**以上

業績に関わらず自己資本配当率(DOE) 2.0%を下限とする
※自己資本配当率(DOE) = 年間配当総額(中間+期末)÷自己資本

政策保有株式の縮減

- 政策保有株式のさらなる縮減を進め、連結純資産の20%以下を目指す
- 売却代金は「2030年に向けたビジョン」実現のため、投資計画の原資とする

当社といたしましては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、「2030年に向けたビジョン」の実現を見据え、全役職員一丸となって「中期経営計画（2022～2024年度）」を推進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



5. 財産および損益の状況の推移

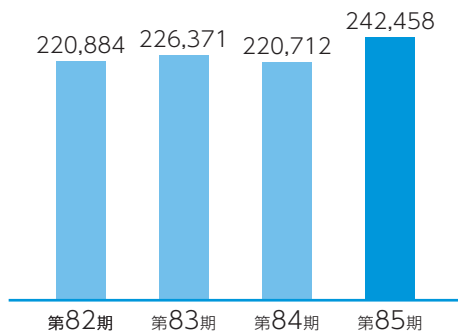
(1) 当社グループの財産および損益の状況の推移

(単位 百万円)

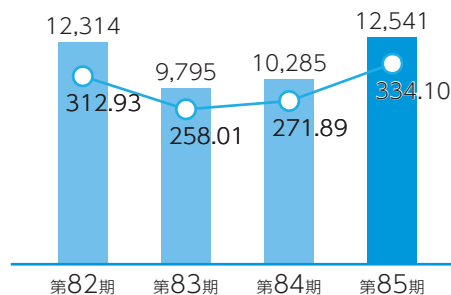
区 分	第82期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第83期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第84期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第85期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	220,884	226,371	220,712	242,458
親会社株主に帰属する当期純利益	12,314	9,795	10,285	12,541
1株当たり当期純利益	312円93銭	258円01銭	271円89銭	334円10銭
総資産	297,690	294,919	329,005	332,348
純資産	168,400	156,111	167,963	167,425

売上高

(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



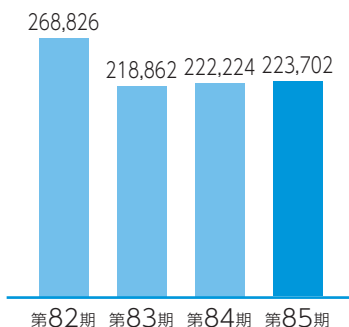
(2) 当社の財産および損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第82期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第83期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第84期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第85期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
受 注 高	268,826	218,862	222,224	223,702
売 上 高	215,517	222,426	215,782	237,230
当 期 純 利 益	11,889	10,882	10,590	12,715
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	302円13銭	286円65銭	279円97銭	338円72銭
総 資 産	288,629	279,608	306,430	301,506
純 資 産	162,972	151,511	164,553	161,192

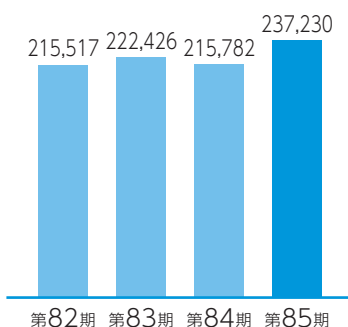
受注高

(百万円)

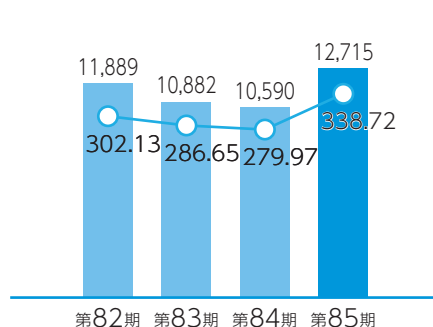


売上高

(百万円)



当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)





6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
奥村機械製作株式会社	100 ^{百万円}	100.0 [%]	建設資機材等の製造・販売
太平不動産株式会社	20	100.0	不動産の斡旋・販売・賃貸他
石狩バイオエナジー合同会社	5	50.0	再生可能エネルギーによる 発電・電気販売
平田バイオエナジー合同会社	10	56.0	再生可能エネルギーによる 発電・電気販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の4社であります。
2. 2022年1月17日付で平田バイオエナジー合同会社を設立し、同社を新たに連結子会社としております。

7. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者として2017年11月30日国土交通大臣許可（特-29）第2200号の更新許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として2017年10月5日国土交通大臣免許（13）第1688号の更新免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

8. 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
土木事業	935 ^名	△14 ^名
建築事業	1,153 ^名	64 ^名
投資開発事業	39 ^名	2 ^名
その他	67 ^名	4 ^名
合計	2,194 ^名	56 ^名

(注) 投資開発事業には、不動産事業が含まれております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,123 ^名	51 ^名	42.5 ^歳	16.3 ^年

9. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
 東京本社 東京都港区芝五丁目6番1号
 支 社 東日本支社(東京都港区) 西日本支社(大阪市)
 支 店 札幌支店(札幌市) 関西支店(大阪市)
 東北支店(仙台市) 広島支店(広島市)
 東京支店(東京都港区) 四国支店(高松市)
 名古屋支店(名古屋市) 九州支店(北九州市)
 技術研究所 (つくば市)

(2) 子 会 社

奥村機械製作株式会社(大阪市)
 太平不動産株式会社(東京都港区)
 石狩バイオエナジー合同会社(石狩市)
 平田バイオエナジー合同会社(福島県石川郡平田村)

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,000 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,000



2 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 96,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数（自己株式2,892,468株を含む） | 39,665,226株 |
| 3. 株主数 | 13,426名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,289 ^{千株}	14.4%
奥村組従業員持株会	1,786	4.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,502	4.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,390	3.8
株式会社りそな銀行	1,214	3.3
住友不動産株式会社	1,210	3.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	769	2.1
日本生命保険相互会社	643	1.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	567	1.5
株式会社三井住友銀行	556	1.5

- (注) 1. 当社は自己株式2,892,468株を保有しておりますが、上記から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年3月7日開催の取締役会の決議により、2022年4月5日付で自己株式を消却し、発行済株式の総数が1,000,000株減少した38,665,226株となっています。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 村 太加典		(一社)全国建設業協会 会長
取 締 役	水 野 勇 一	営業本部長	
取 締 役	小 寺 健 司	土木本部長	
代 表 取 締 役	田 中 敦 史	管理本部長	
取 締 役	大 角 透	西日本支社長	
取 締 役	金 重 昌 宏	東日本支社長	
取 締 役	土 屋 完	建築本部長	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 寺 哲 夫	監査等委員会委員長	弁護士(小寺法律事務所代表) サムティ(株) 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	吉 村 晴 充		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	八 代 浩 代		弁護士(飯野・八代法律事務所)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	仁 尾 秀 師		税理士(仁尾税理士事務所代表)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 原 健 二		公認会計士(西原公認会計士事務所代表)

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、宮崎宏氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2021年6月29日開催の第84回定時株主総会において、土屋完氏が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）小寺哲夫、八代浩代、仁尾秀師、西原健二の4氏は、社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員）小寺哲夫、八代浩代、仁尾秀師、西原健二の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 取締役吉村晴充氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人および内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。



6. 取締役（常勤監査等委員）吉村晴充氏は、長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（監査等委員）仁尾秀師氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役（監査等委員）西原健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在の執行役員の役職および氏名は次のとおりであります。

*印は、取締役兼務であります。

*副社長執行役員	(営業本部長)	水野勇一
副社長執行役員	(営業本部営業担当)	小坂肇
専務執行役員	(投資開発事業本部長)	原田治
専務執行役員	(営業本部西日本統括)	飯島俊莊
*常務執行役員	(土木本部長)	小寺健司
*常務執行役員	(管理本部長)	田中敦史
常務執行役員	(西日本支社九州支店長)	林裕之
*常務執行役員	(西日本支社長)	大角透
常務執行役員	(営業本部副本部長兼万博・IR担当)	吉見和行
*常務執行役員	(東日本支社長)	金重昌宏
常務執行役員	(営業本部技術担当)	大西亘
*常務執行役員	(建築本部長)	土屋完
執行役員	(営業本部営業担当)	林孝憲
執行役員	(ICT統括センター長)	馬郡直樹
執行役員	(安全品質環境本部長)	谷口裕英
執行役員	(技術研究所長)	川井伸泰
執行役員	(西日本支社関西支店長)	川谷澤之
執行役員	(東日本支社副支社長) (土木事業担当)	安井義則
執行役員	(西日本支社副支社長) (建築事業担当)	小西邦武
執行役員	(西日本支社広島支店長)	菅信晴
執行役員	(東日本支社) (中央新幹線神奈川県駅統括工事所長)	後藤靖彦
執行役員	(東日本支社副支社長) (建築事業担当)	脇本義彦

執行役員	(西日本支社副支社長 土木事業担当)	町田博紀
執行役員	(東日本支社東京支店長)	大熊一由
執行役員	(西日本支社副支社長管理担当)	松島弘幸
執行役員	(管理本部副本部長)	佐々木晃
執行役員	(営業本部技術担当)	中田峰示
執行役員	(業務改革推進プロジェクトリーダー)	古澤浩司
執行役員	(東日本支社東北支店長)	檜木正成
執行役員	(東日本支社札幌支店長)	磯上晃一
執行役員	(西日本支社四国支店長)	角谷嘉泰
執行役員	(東日本支社名古屋支店長)	堀順一

10. 2022年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

			変更前	変更後
小坂肇			副社長執行役員 (営業本部営業担当)	副社長執行役員 (営業本部営業担当兼ダイバーシティ担当)
原田治			専務執行役員 (投資開発事業本部長)	専務執行役員 (投資開発事業担当)
飯島俊荘			専務執行役員 (営業本部西日本統括)	専務執行役員 (営業本部西日本統括兼万博・IR担当)
小寺健司			常務執行役員 (土木本部長)	専務執行役員 (土木本部長)
田中敦史			常務執行役員 (管理本部長)	専務執行役員 (管理本部長)
吉見和行			常務執行役員 (営業本部副本部長兼万博・IR担当)	常務執行役員 (投資開発事業本部長)
大西巨			常務執行役員 (営業本部技術担当)	常務執行役員 (技術本部技術担当)
川谷澤之			執行役員 (西日本支社関西支店長)	常務執行役員 (西日本支社関西支店長)
湯山和利			営業本部技術部長	常務執行役員 (技術本部技術担当)
中田峰示			執行役員 (営業本部技術担当)	執行役員 (技術本部技術担当)



岡田章	参 与 (東日本支社支社長補佐(橋本営業所長))	執 行 役 員 (技 術 本 部 長)
川井伸泰	執 行 役 員 (技 術 研 究 所 長)	参 与 (技術本部技術担当(技術研究所駐在))
協本義彦	執 行 役 員 (東日本支社副支社長建築事業担当)	参 与 (建 築 本 部 付)

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務を執行しない取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年11月11日開催の取締役会の決議により、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、構成員の過半数を独立社外取締役とする）を設置しております。

指名・報酬委員会設置前における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外取締役を委員に含む経営委員会（指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持つ）の審議を経て、取締役会において決定しております。

指名・報酬委員会設置後における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職責等を踏まえた適正な水準とすること、ならびに業績および企業価値の向上を図るためのインセンティブとなる報酬体系とすることを基本とし、定額報酬と業績連動報酬（賞与）により構成することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、定額報酬については、身分および役位ごとにその責任や役割等に応じた報酬テーブルを策定し、同テーブルに基づいて支給額を決定のうえ毎月支給することとしております。また、中長期的な業績を反映させ、経営者意識の高揚に資する観点から、定額報酬に自社株式の取得を目的とした支給項目を設け、役員持株会に毎月拠出することにより、自社株式を購入することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、業績連動報酬等については、算定基準を策定し、一定の支給条件を満たした場合に、予め取締役会で決定した業績指標の目標値に対する達成度と連動させて支給額を決定のうえ毎年7月に支給することとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しており、独立的な立場から経営監督機能を果たすことや、職務が直接業績と連動しないことを踏まえ、定額報酬のみ支給することとしております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第79回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は取締役会の決議によること、監査等委員である取締役の報酬額を年額6,000万円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名であります。



(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

指名・報酬委員会設置前における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 奥村太加典および代表取締役常務執行役員管理本部長 田中敦史の両氏がその具体的内容の決定について委任を受けており、その権限の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方法ならびに報酬等の額の決定としております。代表取締役に当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の身分および役位ごとの責任や役割等に応じた評価ならびに配分を行うには代表取締役が最も適していると考えているからであります。また、代表取締役により当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役の協議により策定した、定額報酬に係る報酬テーブルおよび業績連動報酬等に係る算定基準については、透明性の観点から、その内容を取締役会に報告することとし、業績連動報酬等の総額（代表取締役の協議により策定した算定基準に基づく個人別の報酬額の合計）については、その適正性を担保するため、独立社外取締役を委員に含む経営委員会の審議を経たうえ、取締役会の決議を得ることとしており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

指名・報酬委員会設置後における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、定額報酬に係る報酬テーブルおよび同テーブルに基づく個人別の支給額、ならびに業績連動報酬等に係る算定基準および同基準に基づき事業年度終了後に算定する個人別の支給額を、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会において決議することとしており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く)	8 名	175 百万円	38 百万円	— 百万円	213 百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5 名 (4)	49 百万円 (30)	— 百万円 (—)	— 百万円 (—)	49 百万円 (30)
合 計	13 名	225 百万円	38 百万円	— 百万円	263 百万円

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する報酬等を含んでおります。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は「連結営業利益」ならびに「受注高」であり、また、当該業績指標を選定した理由は当該事業年度の業績ならびに将来の業績への貢献度を判断するうえでそれぞれ客観的な業績指標と考えられるためであります。業績連動報酬等の額は、当該業績指標について、予め取締役会で決定した目標値に対する達成度と連動させて算定しており、当該業績指標の目標値を達成した場合の標準的な割合が報酬額全体の20%となるように設定し、達成度に応じて一定の範囲内で変動することとしております。なお、当事業年度における「連結営業利益」ならびに「受注高」の実績はそれぞれ12,647百万円、223,702百万円となりました。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）小寺哲夫氏の兼職先である小寺法律事務所およびサムティ(株)と当社の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）八代浩代氏の兼職先である飯野・八代法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）仁尾秀師氏の兼職先である仁尾税理士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）西原健二氏の兼職先である西原公認会計士事務所と当社の間には特別の関係はありません。



(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役(監査等委員)	小 寺 哲 夫	当事業年度開催の取締役会15回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議を主導するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	八 代 浩 代	当事業年度開催の取締役会15回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	仁 尾 秀 師	当事業年度開催の取締役会15回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、業務執行の適正性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	西 原 健 二	当事業年度開催の取締役会15回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、業務執行の適正性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

54百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

57百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、経理部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況の相当性、報酬見積の算定根拠などを検討した結果、有限責任監査法人トーマツの報酬等について同意しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等適正な会計監査ができないと認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。



5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

I. 基本的な考え方

当社は、絶えず変動する経営環境の中で、企業として社会的責任を果たしつつ、事業にともなうリスクを管理し収益を上げていくため、内部統制システムの適切な整備、運用を図ることとする。

II. 基本方針

<取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制>

- ① 取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めるところに従い、会社の業務執行方針を決定し、日常の取締役および執行役員の業務執行を監督する。
- ② 取締役会における意思決定、取締役、執行役員および職員の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するため、適宜、弁護士、公認会計士等の専門家の確認、助言を得る。
- ③ コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、取締役会および代表取締役の意思決定、業務執行における諮問機関として弁護士を加えたコンプライアンス委員会を設置し、取締役中より委員長を選任する。
- ④ 独占禁止法の遵守徹底を図るため、社外有識者を招聘した談合防止専門委員会をコンプライアンス委員会の下に設置し、同法違反防止策の立案ならびにその妥当性および有効性を検証ないし確保する。
- ⑤ コンプライアンスの浸透、定着を図り、会社組織の業務執行の適正性を確保するため、経営理念、企業行動規範に基づく「コンプライアンスに関する基本規程」ほか関連規程を整備、運用するとともに、内部監査部門によるモニタリングを適時実施する。
- ⑥ 代表取締役は、反社会的勢力との関係遮断をはじめ、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力する。
- ⑦ 「社内通報規程」に則り、社内および弁護士事務所内に設置する窓口へ寄せられた通報に対し迅速かつ厳正に対処する。

＜取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制＞

- ① 取締役の職務の執行に係る情報について、法令および規則等に則り作成、保存のうえ、取締役、会計監査人等が適時閲覧できるよう管理する。
- ② 統合マネジメントシステムの運用ならびに内部監査部門によるモニタリングを通じ、法定書類等の保存期間、意思決定に係る稟議書類の整理、保管状況等の検証を行う。
- ③ 情報資産を紛失、盗難、破壊、不正アクセス等の脅威から守ることに加え、個人情報を保護するため、情報セキュリティポリシーおよび個人情報保護ポリシー等に基づき管理を行う。
- ④ 株主、投資家に対し適時、正確かつ公平な情報を提供するため、情報取扱責任者およびIRチームは、ディスクロージャーポリシーに則り、情報内容を検証のうえ、所定の手続きを経て開示する。

＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

- ① 財務報告に係る内部統制が有効に機能することを確保するため、財務報告の基本方針に則り、システムの継続的な見直しを行う。
- ② 自然災害発生時の対応マニュアルおよびクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備、運用、さらには事業継続計画（BCP）の継続的な改善に取り組み、損失の拡大を防止する。
- ③ 事業に重大な影響を与えるリスクを日常から把握し、必要な対策を講じるため、リスクマネジメント体制の継続的な見直しを行うとともに、リスクが顕在化した場合は、迅速かつ適切な対応を行う。

＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会による意思決定の迅速化、執行役員による業務執行の強化を図る。
- ② 代表取締役を中核とする経営委員会を設置し、取締役会に対する付議事項、および取締役会の専決とされているもの以外の会社の業務執行に関する事項を審議、決定する。
- ③ 取締役会は経営理念のもと経営目標および事業計画等を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向け職務を遂行し、取締役会がその執行状況等を監督する。
- ④ 事業環境に適したガバナンス体制を維持するため、組織および業務の継続的な見直しを行う。



＜当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

- ① 当社における内部統制の基本的な考え方および取り組みがグループ全体に常に浸透するよう、当社内部監査部門が中心となり子会社に対する監査、指導を行う。
- ② 当社監査等委員会は、必要に応じ子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況を調査する。
- ③ 子会社の取締役、監査役に当社の執行役員または職員を派遣し、業務執行状況を監視、監督するとともに、当社内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、その監査結果につき適時当社の取締役会、代表取締役および監査等委員会に報告する。

＜監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項＞

- ① 監査等委員会の職務の遂行を補助する、専任および兼任の担当者を内部監査部門に置く。
- ② 内部監査部門に配置する担当者については、業務執行部門が推薦し、監査等委員会の了承を事前に得る。監査等委員会から当該担当者の人事に関する要求があった場合には、これに応じる。
- ③ 内部監査部門は、その独立を確保するため業務執行部門から一線を画するとともに、所属職員の目標管理、人事考課等については監査等委員会の確認を得る。
- ④ 監査等委員会より指示を受けた内部監査部門に所属する担当者は、その指示の実行に際して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、結果の報告については監査等委員会に対してのみ行う。

＜監査等委員会への報告に関する体制＞

- ① 代表取締役は、業務執行に関する方針等について監査等委員会と意見を交換する場を設ける。
- ② 監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に資するため、経営委員会その他重要会議に監査等委員の出席を求める。
- ③ 監査等委員会の求めに応じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および職員は、職務の執行状況を報告し、重要な決裁書類等を開示するとともに、本社、支社店等および子会社における業務および財産の状況を調査し、報告する。
- ④ コンプライアンス委員会において内部統制システムの実効性にかかる審議、コンプライアンス違反行為もしくは社内通報に関する審議等を行った場合、監査等委員会に対し、その内容について内部監査部門を通じ報告する。
- ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員または職員が会社および子会社に著しい損害を及ぼす事実、もしくは職務の執行に関し重大な法令、定款違反の行為を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。

- ⑥ 監査等委員会に報告をした者に対し、社内通報規程を準用し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。

＜監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

- ① 監査等委員会の職務に資するため、内部監査部門は、監査方針および監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告する。
- ② 監査等委員会と会計監査人との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設ける。
- ③ 監査等委員会が財務状況および損益状況等を適時モニタリングできる環境を提供するため、ERP基幹系システム等の継続的な見直しを行う。
- ④ 監査等委員5名のうち4名を社外取締役とすることにより、経営の健全性、透明性を確保する。
- ⑤ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用に関しては、当社が負担し、また前払に依る。

Ⅲ. 運用状況の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行について

取締役会は、取締役12名で組織しており、原則として毎月1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜取締役会を開催し、中期経営計画をはじめ経営に関する重要事項について意思決定しています。なお、経営監督機能の強化を図るため、独立社外取締役4名を選任しています。

取締役会の専決事項以外の業務執行に関する重要事項、ならびに取締役会に対する付議事項について審議、決定する経営委員会（代表取締役、および取締役会において選定する委員で組織する。）の委員に独立社外取締役を加え、運営の透明性を高めています。なお、当事業年度は、経営委員会を14回開催しています。

内部統制機能の強化および運用状況の検証を図るため、会計監査を担当する監査室とその他業務執行全般の監査を担当するコンプライアンス室が連携して内部監査に当たる体制を採っており、その監査結果については、適時、取締役会、経営委員会、代表取締役および監査等委員会に報告され、意思決定および業務執行ならびに経営監視に反映するようにしています。



関係法令等の遵守を監視するため、独立社外取締役、営業本部長、土木本部長、建築本部長および管理本部長に加えて人事部長、弁護士ならびに内部監査部門の責任者である監査室長およびコンプライアンス室長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、役職員の指導、教育に努めています。なお、当事業年度は、コンプライアンス委員会を7回開催しています。

コンプライアンスの浸透、定着を図るため、「コンプライアンスに関する基本規程」に加え、公益通報者保護法に対応した「社内通報規程」のほか、「暴力団等対応マニュアル」等を整備するとともに、これらの要約版として、業務遂行上の行動規範およびそれを実現するための手法、手段および法令等の根拠を明記した「コンプライアンスの標」を全役職員に周知および必要に応じて直接配布のうえ教育研修を実施しています。

また、代表取締役は、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力しています。なお、当事業年度は、「パワーハラスメントと怒りのコントロールについて」、「施工体制適正化」をテーマとした研修を実施しています。

(2) 損失の危険の管理について

財務報告の基本方針に則り、財務報告に係る内部統制の適切な整備、運用を図っています。また、取締役会による監督や内部監査部門による内部監査等を通じて、財務報告に係る内部統制の有効性を検証、評価し、必要に応じてシステムの継続的な見直しを行っています。

ステークホルダーの判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクを特定し、それに対する本社、支社店等の各部門の取り組み状況をコンプライアンス室において定期的に確認、検証し、代表取締役に報告のうえ、留意点を社内に通知することにより、リスクの顕在化防止に努めています。

これまでに培ってきた災害対応のノウハウをもとに、事業継続計画（BCP）を構築しており、継続的な見直しと定期的な訓練、検証により実効性の強化を図っています。

(3) 監査の実効性の確保について

監査等委員会設置会社制度（監査等委員である取締役5名）を採用しており、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選任しています。監査等委員会は、常勤の監査等委員1名のほか、独立社外取締役4名で組織し、委員長は社外取締役から選出しています。

常勤の監査等委員が行う経営全般にわたる監査状況については、監査等委員会において毎月報告がなされ、各監査等委員が確認、審査する体制を採っています。

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等からその職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧ならびに代表取締役との面談を通じ意見表明を行い、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じグループ会社に対しても事業の報告を求めています。

監査等委員会は、内部監査部門である監査室（3名）およびコンプライアンス室（8名）との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議し、情報や意見を交換する場を毎月設けているほか、内部監査部門が行った内部監査結果について適時報告を受けています。

監査等委員会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設けているほか、情報や意見の交換も適時実施しています。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	192,014	流動負債	126,810
現金預金	33,156	支払手形・工事未払金等	51,328
受取手形・完成工事未収入金等	142,296	短期借入金	9,480
販売用不動産	1,081	リース債務	0
未成工事支出金	2,612	未払法人税等	1,656
不動産事業支出金	982	未成工事受入金	11,536
仕掛品	696	預り金	25,610
材料貯蔵品	92	完成工事補償引当金	540
その他	11,248	賞与引当金	3,771
貸倒引当金	△152	役員賞与引当金	43
固定資産	140,334	工事損失引当金	973
有形固定資産	73,376	資産除去債務	83
建物・構築物	15,272	仮受消費税等	18,050
機械・運搬具及び工具器具備品	1,193	その他	3,735
土地	34,666	固定負債	38,112
リース資産	2	長期借入金	5,112
建設仮勘定	22,240	ノンリコース借入金	21,062
無形固定資産	1,132	リース債務	1
のれん	408	繰延税金負債	11,658
その他	724	資産除去債務	90
投資その他の資産	65,825	その他	186
投資有価証券	56,629	負債合計	164,923
長期貸付金	116	純資産の部	
退職給付に係る資産	5,076	株主資本	139,727
繰延税金資産	3	資本金	19,838
その他	5,954	資本剰余金	26,240
貸倒引当金	△1,956	利益剰余金	101,710
資産合計	332,348	自己株式	△8,061
		その他の包括利益累計額	27,229
		その他有価証券評価差額金	24,665
		繰延ヘッジ損益	1,099
		退職給付に係る調整累計額	1,465
		非支配株主持分	467
		純資産合計	167,425
		負債純資産合計	332,348

》 連結計算書類

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	229,906	
不動産事業等売上高	12,552	242,458
売上原価		
完成工事原価	202,378	
不動産事業等売上原価	8,242	210,620
売上総利益		
完成工事総利益	27,528	
不動産事業等総利益	4,309	31,837
販売費及び一般管理費		19,190
営業利益		12,647
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	1,196	
為替差益	345	
その他	222	1,808
営業外費用		
支払利息	393	
その他	50	443
経常利益		14,012
特別利益		
投資有価証券売却益	3,200	
その他	0	3,201
特別損失		
投資有価証券評価損	6	
固定資産除却損	5	11
税金等調整前当期純利益		17,202
法人税、住民税及び事業税	4,224	
法人税等調整額	963	5,188
当期純利益		12,013
非支配株主に帰属する当期純損失		528
親会社株主に帰属する当期純利益		12,541


連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	19,838	26,240	95,460	△4,636	136,902
会計方針の変更による累積的影響額			63		63
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,838	26,240	95,523	△4,636	136,966
当期変動額					
剰余金の配当			△6,354		△6,354
親会社株主に帰属する当期純利益			12,541		12,541
自己株式の取得				△3,425	△3,425
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	0	6,186	△3,425	2,761
当期末残高	19,838	26,240	101,710	△8,061	139,727

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	30,957	△475	1,752	32,234	△1,173	167,963
会計方針の変更による累積的影響額						63
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,957	△475	1,752	32,234	△1,173	168,027
当期変動額						
剰余金の配当						△6,354
親会社株主に帰属する当期純利益						12,541
自己株式の取得						△3,425
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△6,291	1,574	△287	△5,005	1,641	△3,363
当期変動額合計	△6,291	1,574	△287	△5,005	1,641	△602
当期末残高	24,665	1,099	1,465	27,229	467	167,425

》 計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	187,310	流動負債	125,216
現金預金	31,876	支払手形	1,698
受取手形	2	工事未払金	48,250
電子記録債権	707	短期借入金	11,108
完成工事未収入金	138,862	リース債務	0
販売用不動産	1,081	未払法人税等	1,503
未成工事支出金	2,612	未成工事受入金	11,494
不動産事業支出金	982	預り金	25,019
材料貯蔵品	12	完成工事補償引当金	524
その他	11,325	賞与引当金	3,688
貸倒引当金	△152	役員賞与引当金	38
固定資産	114,196	工事損失引当金	973
有形固定資産	44,717	資産除去債務	15
建物・構築物	13,999	仮受消費税等	18,050
機械・運搬具	731	その他	2,850
工具器具・備品	363	固定負債	15,097
土地	29,610	長期借入金	5,112
リース資産	1	リース債務	0
建設仮勘定	11	繰延税金負債	9,848
無形固定資産	718	資産除去債務	90
投資その他の資産	68,760	その他	46
投資有価証券	55,786	負債合計	140,314
関係会社株式・関係会社出資金	1,917	純資産の部	
長期貸付金	7,541	株主資本	136,754
前払年金費用	2,965	資本金	19,838
その他	2,512	資本剰余金	25,322
貸倒引当金	△1,963	資本準備金	25,322
資産合計	301,506	その他資本剰余金	0
		利益剰余金	99,655
		利益準備金	4,959
		その他利益剰余金	94,695
		新事業開拓事業者投資損失準備金	142
		固定資産圧縮積立金	3,598
		別途積立金	80,600
		繰越利益剰余金	10,354
		自己株式	△8,061
		評価・換算差額等	24,437
		その他有価証券評価差額金	24,437
		純資産合計	161,192
		負債純資産合計	301,506



損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	229,907	
不動産事業等売上高	7,322	237,230
売上原価		
完成工事原価	202,539	
不動産事業等売上原価	4,152	206,692
売上総利益		
完成工事総利益	27,367	
不動産事業等総利益	3,169	30,537
販売費及び一般管理費		18,010
営業利益		12,527
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,559	
為替差益	348	
その他	220	2,128
営業外費用		
支払利息	158	
その他	36	195
経常利益		14,460
特別利益		
投資有価証券売却益	3,200	
その他	0	3,201
特別損失		
投資有価証券評価損	6	
固定資産除却損	4	10
税引前当期純利益		17,651
法人税、住民税及び事業税	4,000	
法人税等調整額	936	4,936
当期純利益		12,715

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
					新事業開拓事業者投資損失準備金	固定資産圧積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当期首残高	19,838	25,322	-	25,322	4,959	133	3,631	90,300	△5,793	93,231
会計方針の変更による累積的影響額									63	63
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,838	25,322	-	25,322	4,959	133	3,631	90,300	△5,729	93,294
当期変動額										
別途積立金の取崩								△9,700	9,700	-
剰余金の配当									△6,354	△6,354
当期純利益									12,715	12,715
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
新事業開拓事業者投資損失準備金の積立						142			△142	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩						△133			133	-
固定資産圧縮積立金の取崩							△33		33	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	0	0	-	9	△33	△9,700	16,084	6,360
当期末残高	19,838	25,322	0	25,322	4,959	142	3,598	80,600	10,354	99,655



(単位 百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△4,636	133,755	30,798	30,798	164,553
会計方針の変更による 累積的影響額		63			63
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△4,636	133,819	30,798	30,798	164,617
当期変動額					
別途積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△6,354			△6,354
当期純利益		12,715			12,715
自己株式の取得	△3,425	△3,425			△3,425
自己株式の処分	0	0			0
新事業開拓事業者投資 損失準備金の積立		—			—
新事業開拓事業者投資 損失準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の 取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△6,360	△6,360	△6,360
当期変動額合計	△3,425	2,935	△6,360	△6,360	△3,424
当期末残高	△8,061	136,754	24,437	24,437	161,192

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 奥 村 組
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社奥村組の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社奥村組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 奥 村 組
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社奥村組の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 奥村組 監査等委員会

監査等委員 小寺 哲夫[㊟]

常勤監査等委員 吉村 晴充[㊟]

監査等委員 八代 浩代[㊟]

監査等委員 仁尾 秀師[㊟]

監査等委員 西原 健二[㊟]

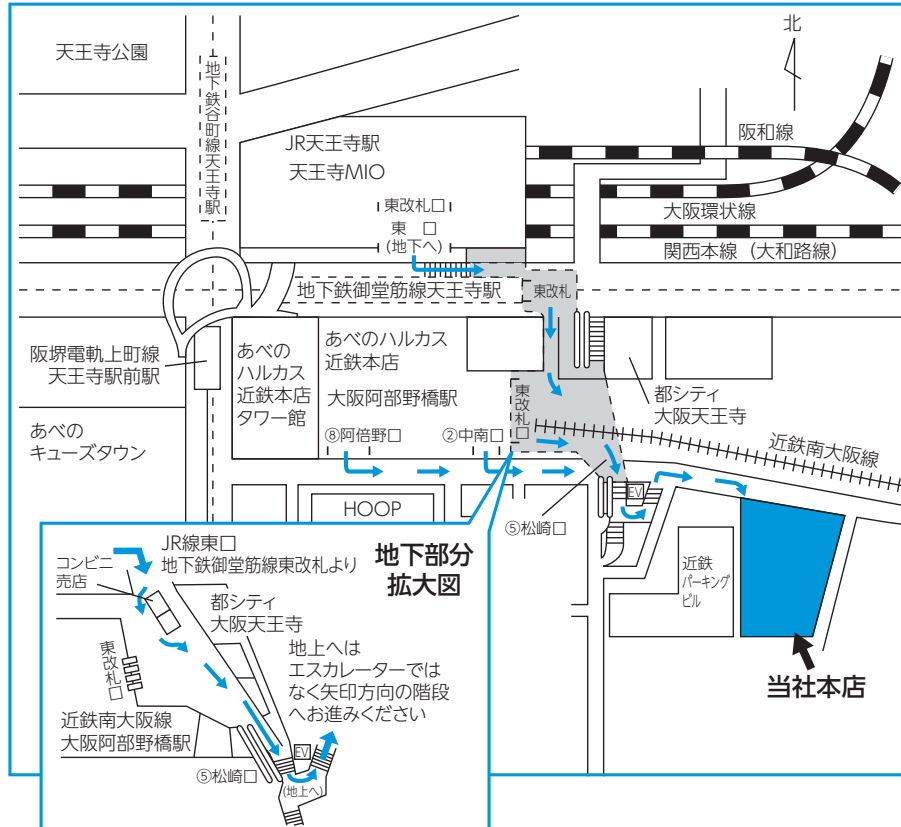
(注) 監査等委員 小寺哲夫、八代浩代、仁尾秀師および西原健二の4名は、社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 株式会社奥村組本店

電話 (06)6621-1101 (代表)



交通 J R 天 王 寺 駅 … 東口より徒歩5分
地下鉄御堂筋線天王寺駅 … 東改札より徒歩3分
近鉄南大阪線大阪阿部野橋駅 … 東改札口より徒歩3分

